

埼玉県子育て応援マンション認定基準

制 定 平成23年4月 1日

改 正 平成24年1月30日

改 正 平成28年1月21日

(目的)

第1条 この認定基準は、埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき子育て応援マンションの認定を受けようとする建築物に係る基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震促進法」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子どもとは、満18歳未満の者をいう。
- (2) 多子世帯とは、満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯をいう。
- (3) 収納率とは、各住戸の住戸専用部分の面積に対する、床から天井まで通っている収納スペースの水平投影面積の割合をいう。
- (4) 日本住宅性能表示基準とは、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準であって、品確法第3条の規定により定められたものをいう。
- (5) 足のかかる部分とは、床面から高さが65cm以下の部分で子どもが他の部分につかまりながら登る危険性のある部分をいう。
- (6) ポーチとは、マンションの各住戸の玄関前の共用部分にある凹状の空間のうち、門扉等で仕切られた玄関側の部分をいう。
- (7) アルコーブとは、マンションの各住戸の玄関前の共用部分にある凹状の空間のうち、門扉等で仕切られていない部分をいう。
- (8) 遊具のある広場とは、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、広場、遊具等を設置した施設をいう。
- (9) 一定の条件とは、間仕切り壁や家具などで仕切り、容易に居室数を5以上とすることができるものをいう。

(応援マンションの認定基準)

第3条 要綱第4条第1項第1号による「マンションの管理運営において子育てに資する工夫を実施している」とは、別表2（管理運営上の工夫）に定める各項目の基準に適合している項目が1つ以上あるものとする。

2 要綱第4条第1項第2号による「マンションの住戸専有部分の仕様が、子育てに資するものである」とは、次の各号に定める基準に要綱第3条第1項第1号の該当する住戸が適合しているも

のとする。

(1) 別表1（必須項目）のうち住戸専有部分の仕様に適合しているものであること。

(2) 別表3（住戸専有部分）で定める基準のうち適合している項目の配点の合計が17点以上であること。ただし、前項による適合項目が3つ以上ある場合は10点以上とする。

3 要綱第4条第1項第3号による「マンションの共用部分の仕様が、子育てに資するものである」とは、次の各号に定める基準に適合しているものとする。

(1) 別表1（必須項目）のうち共用部分の仕様に適合しているものであること。

(3) 別表4（共用部分）で定める基準のうち適合している項目の配点の合計が24点以上であること。ただし、第一項による適合項目が3つ以上ある場合は17点以上とする。

4 要綱第4条第1項第4号による「子育てに適している立地にある」とは、別表5（立地）に定める基準のうち適合している項目の配点の合計が12点以上であること。

（その他）

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度協議によるものとする。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月21日から施行する。

別表1 (必須項目)

| | | 適否チェック |
|--|---|--------|
| ＜住戸専有部分の仕様＞ | | |
| (1) 各住戸専用部分の床が段差のない構造（5mm以下の段差が生じるものを含む。）であること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ア 玄関その他の屋外に面する開口部（以下「玄関等」という。）の出入り口の段差。 イ 玄関等の上がりがまち段差。 ウ 浴室の出入り口の段差で20mm以下の単純な段差又は浴室内外の高低差を12cm以下、またぎ高さを18cm以下とし、かつ、手すりを設置したもの。 エ バルコニーの出入口の段差。 オ 居室内に設ける畳コーナー部分、メゾネット形式又はスキップフロア形式の住戸内に設ける階段部分その他設計上設ける床の段差。 カ 洗面脱衣室などで床下に設備配管などを納めるために生じる段差。ただし、既存の場合に限る | □ | |
| (2) 住戸に設置されているバルコニーの手すりは、次のアからエのすべての基準に該当し、子どもの転落防止措置が施されていること。 ア バルコニー及び直接外気に開放されている窓等の落下防止手すりの高さは、足のかかる部分がない場合は1.1m以上、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに1.1mを加えた高さ以上とすること。 イ 柵と床の間に9cm以上の隙間を作らないこと。 ウ 手すり子と手すり子の間に11cm以上の隙間を作らないこと。 エ 縦格子にする等、子どもが容易によじ登れない形状とすること。 | □ | |
| (3) 日本住宅性能表示基準の別表（ホルムアルデヒド対策）の等級2以上を取得するものであること。ただし、既存の場合はこの限りでない。 | □ | |
| (4) 軽量床衝撃音対策として、上下階との界床には、日本工業規格のLi、r、L-50等級相当以上の材料を使用すること。ただし、既存の場合はこの限りでない。 | □ | |
| (5) 重量床衝撃音対策として、上下階との界床には、日本工業規格のLi、r、H-55等級相当以上の材料を使用すること。 | □ | |
| ＜共用部分の仕様＞ | | |
| (1) 敷地内に1住戸につき1台以上の規模の平置き（ラック式のものを含む。）形状の駐輪場を確保していること。 | □ | |
| (2) 屋上及び外気に面している共用廊下、階段等に設置する手すりは、次のアからエのすべての基準に該当し、子どもの転落防止措置が施されていること。 ア バルコニー及び直接外気に開放されている階段、廊下等の落下防止手すりの高さは、足のかかる部分がない場合は1.1m以上、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに1.1mを加えた高さ以上とすること。 イ 柵と床の間に9cm以上の隙間を作らないこと。 ウ 手すり子と手すり子の間に11cm以上の隙間を作らないこと。 エ 縦格子にする等、子どもが容易によじ登れない形状とすること。 オ 周囲に足掛かりとなるものを設けないこととし、入居者に対してその注意喚起を行うこと。 | □ | |

別表2 (管理運営上の工夫)

| 項目 | 基準 | 提案有無 |
|----------|---|------|
| 子育て支援充実型 | <p>子育ての支援として、次に掲げるサービス等を提供している。なお、このサービスを長期間にわたり実施されるものとする。</p> <p>(1) 保育施設又は幼稚園への送迎サービスの提供 (2) ベビーシッターなどの家事サービスの提供 (3) 共用スペースを活用したグループホーム保育サービスなどの託児サービスの提供 (4) (1)～(3)のサービスの情報提供 (5) その他の子育て支援サービスの提供</p> | □ |
| 保育施設連携型 | <p>近隣にある保育施設や医療施設と連携して、次に掲げる事業を実施している。なお、この事業を長期間にわたり実施されるものとする。</p> <p>(1) 保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 (2) 医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 (3) その他、近隣施設との連携サービスの提供</p> | □ |
| 子育て相談充実型 | <p>子育てに関する様々な相談に対応できるよう、次に掲げる事業を実施している。なお、この事業を長期間にわたり実施されるものとする。</p> <p>(1) 共用部分における子育ての悩みや医療相談サービスの提供 (2) 子育て等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 (3) その他、子育てに関する相談窓口などの設置</p> | □ |
| 子ども元気体験型 | <p>子どもが元気になるような、次に掲げる事業を実施している。なお、この活動を長期間にわたり実施されるものとする。</p> <p>(1) 住民等が主体となった子ども参加型イベントの実施 (餅つき大会、お花見、バーベキュー大会などの活動) (2) 高齢者とのふれあい空間の創出イベントの実施 (盆踊り、昔の遊び教室などの世代間ふれあい活動) (3) その他、子どもが元気に活動できるようなイベント等の実施</p> | □ |
| その他の提案型 | <p>上記のサービス充実型、施設との連携型、相談充実型及び元気体験型以外の子育て支援の活動として、次に掲げる内容を実施している。なお、この活動を長期間にわたり実施されるものとする。</p> <p>(1) 「パパ・ママ応援ショップ」に登録した子育て世帯入居支援 (2) 自主的な子育てサークル立ち上げへの支援サービスの提供 (3) イクメン養成講座などお父さん参加型イベントの実施 (4) ハウスキーパー派遣、ベビー用品等の再利用の場やレンタルシステムサービスの提供 (5) 市町村の子育て支援部局と連携した活動の実施 (6) その他の子育て支援に係る活動の実施</p> | □ |

別表3 (住戸専有部分)

| 項目 | 基準 | 配点 | |
|-------------|--|----|-----|
| | | 基本 | 提案 |
| 間取り等の工夫 | (1) 子どもの成長等にあわせた間取り変更などに対応できるよう、スライドドアを採用する等の容易に間取りが変更できる工夫をしている。 | 1 | |
| | (2) 住戸専有面積の8%以上の面積の収納スペースがある。 | 1 | |
| | (3) 子どもへの目線が確保できるよう、対面形式のオープンキッチンを採用する等のリビング、キッチンから子どもの様子が確認しやすい間取りとなっている。 | 1 | |
| | (4) 玄関の土間部分(アルコーブ部分を含む)を広くし、ベンチやベビーカーが置けるようになっている。 | 1 | |
| | (5) バルコニーにシンクが設置されている。 | 1 | |
| | (6) その他子育てに配慮した間取り等の工夫をしている。 (工夫した内容を記載、1項目1点加算、最大3点まで。) | | 1~3 |
| 事故防止への配慮 | (1) 住戸内の転倒防止と転倒時の危険防止のため、床材に防滑性及び弾力性を有したものを使用している。 | 1 | |
| | (2) 衝突時の危険を防止するため、次のいずれかの措置を講じている。 ア 柱の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている。 イ 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっている。 ウ その他の衝突防止の措置を講じている。 | 1 | |
| | (3) 不用意な子どもの感電を防止するため、コンセントにカバーを設置する等の工夫している。 | 1 | |
| | (4) 子どもが危険な場所(台所、浴室、ランドリーなど)に近寄れないようにするため、進入を防止する建具やチャイルドフェンスなどを設置している。 | 1 | |
| | (5) 建具による指の挟み込みを防止するため、指を挟み込みにくい形状のサッシやドアの蝶番やドアクローザーを採用している。 | 1 | |
| | (6) その他子どもの事故防止への工夫をしている。 | | 1 |
| | | | |
| 防犯対策 | (1) 1階住戸、共用廊下側の開口部等に面格子の設置や防犯ガラス又は防犯性の高い施錠設備を採用している。 | 1 | |
| | (2) その他警備会社などと連携したホームセキュリティシステムなどの設備による防犯対策を講じている。 | 1 | |
| 居住環境対策 | (1) 音漏れを軽減するため、サッシ等の外壁側の開口部に日本工業規格(JIS A 4706) T-1 25等級線以上の材料を使用している。 | 1 | |
| | (2) 住戸の界壁に日本工業規格(JIS A1419-1)のRr-50等級相当以上の材料を使用している。 | 1 | |
| | (3) 日本住宅性能表示基準の別表(ホルムアルデヒド対策)の等級3を取得している。 | 1 | |
| その他の子育てへの配慮 | (1) 子育てに必要な情報入手や子どもの学習に活用でできるよう、ブロードバンド対応できる設備を有している。 | 1 | |
| | (2) 子どもが使用しやすいようにドアの握り手をレバーハンドル形式としている。 | 1 | |
| | (3) 被災時等に子どもが容易に避難できるようにするため、玄関ドアを地震により変形しにくい耐震性ドアの採用等の措置を講じている。 | 1 | |
| | (4) その他子育てに配慮した工夫をしている。 (工夫した内容を記載、1項目1点加算、最大3点まで。) | | 1~3 |
| | (5) 多子世帯に対する支援を講じているもの。 | | 3 |
| 合計点数 | | | |

別表4 (共用部分)

| 項目 | 基準 | 配点 |
|-------------|---|--------------|
| 誰もが利用しやすい工夫 | (1) 誰もが容易に道路等から住戸まで通行ができようにするため、次のいずれかの措置を講じている。 | |
| | ア 日本住宅性能表示基準 別表1「9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)」の等級4以上となっている。 | 2 |
| | イ 日本住宅性能表示基準 別表1「9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)」の等級3となっている。 | 1 |
| | (2) 子どもでも操作しやすくするため、1基以上のエレベーターは、乗用ボタン及びかご内の操作盤を床面から概ね1mの高さに設置するとともに、かご内に防犯カメラを設置している。 | 2 |
| 駐輪場等スペースの確保 | (1) ベビーカー、三輪車等の収納スペースを確保するため、玄関周辺に概ね1㎡のスペースを確保している。または、敷地内に全住戸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できる駐輪場等のスペースがある。(必須項目の駐輪場とは別に設けること。) | 2 |
| 事故防止への配慮 | (1) 共用廊下等の動線上に扉が突出しないようにするため、各住戸の玄関にアルコーブなどの空間を設けている。 | 1 |
| | (2) 衝突時の危険を防止するため、面積が大きな透明ガラスに、次のいずれかの措置を講じている。 ア 安全ガラスとしている。 イ ガラス面に部分的に色を入れている。 ウ 衝突防止シールを貼っている。 | 1 |
| | (3) 子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、進入を防止するフェンスなどを設置している。 | 1 |
| 防犯対策 | (1) 埼玉県住まいの防犯アドバイザーに登録している者からアドバイスを得ている。 | 2 |
| | (2) 建物の出入り口部分や死角になりやすい場所について、監視の目を行き届かせる次のいずれかに措置を講じている。 ア 監視カメラ等のセキュリティシステムを設置している。 イ オートロックを採用している。 ウ その他ア又はイと同等以上の防犯措置を講じている。 | 2 |
| 落下物による事故対策 | (1) 歩行者や隣地への落下物による危険を防止するため、敷地境界線(歩道状の空地がある場合はその空地との境界線)から当該部分の高さの平方根の2分の1以上離れている。ただし、開口部のないなど落下物による事故防止を講じている部分は、この限りでない。 | 1 |
| 子育て支援施設の設置 | (1) 概ね20㎡以上の広さを持つキッズルームを設置している。(集会所との併用は可とする。) | 2 |
| | (2) キッズルーム又は集会所の中に、絵本や児童書などの本を100冊以上置いている。 | 2 |
| | (3) 保育施設を設置している。 | 2 |
| | (4) 概ね40㎡以上の広さがある遊具のある広場(提供公園等を含む)を設置している。 | 2 |
| | (5) 広場又はエントランス部分に手洗い場を設置している。 | 1 |
| | (6) 共用部分に子ども仕様の共用トイレを設置している。 | 1 |
| | (7) 共用部分におむつ替えや授乳できるスペースを設置し、埼玉県の赤ちゃんの駅に登録を行う予定である(又は登録している)。 | 2 (登録なし1) |
| | (8) 雨天時に子どもが雨に濡れないで通所・通園の送迎バスに乗り降りできるような車寄せがある。 | 1 |
| | (9) 敷地内の安全な場所に通学する児童の班が集合できるスペースを確保している。 | 1 |

| | | |
|------------|---|-----|
| | (10) その他の子育て支援施設を設置している。 (工夫した内容を記載、1項目1点加算、最大2点まで。) | 1～2 |
| 緑地等の 整備 | (1) 景観に配慮した敷地の緑化に努めるため、敷地面積の10%以上の広さの緑地を設置している。 | 2 |
| | (2) 敷地周辺に子どもが安全に歩行できる歩道又は空地を設置している。 | 1 |
| その他 | (1) その他子育てに役立つハード的な工夫を行っている。 (工夫した内容を記載、1項目1点加算、最大3点まで。) | 1～3 |
| | (2) 多子世帯に対する支援を講じているもの。 | 5 |
| 合計点数 | | |

別表5 (立地)

| 項目 | 基準 | 配点 |
|--------------------------------------|---|----|
| 近隣の子 育て支援 施設 の数・そこ からの距離 | (1) マンションの半径 1,200m以内に子育て支援施設 ^{※1} があるか。 | |
| | 5か所以上 | 3 |
| | 2か所以上5か所未満 | 2 |
| | 1か所 | 1 |
| | (2) マンションから次に示す距離に小学校がある。 | |
| | 小学校から 400m未満 | 3 |
| | 小学校から 400m以上 800m未満 | 2 |
| | 小学校から 800m以上 1,200m未満 | 1 |
| | (3) マンションから次に示す距離にその他の教育施設 ^{※2} がある。 | |
| | その他の教育施設から 400m未満 | 3 |
| | その他の教育施設から 400m以上 800m未満 | 2 |
| | その他の教育施設から 800m以上 1,200m未満 | 1 |
| | (4) マンションから次に示す距離に公園、緑地がある。 | |
| | 公園、緑地から 400m未満 (敷地内にある場合を含む) | 3 |
| 公園、緑地から 400m以上 800m未満 | 2 | |
| 公園、緑地から 800m以上 1,200m未満 | 1 | |
| 生活関連 施設から の距離 | (1) マンションから次に示す距離に病院又は診療所 ^{※3} がある。 | |
| | 病院又は診療所から 400m未満 | 3 |
| | 病院又は診療所から 400m以上 800m未満 | 2 |
| | 病院又は診療所から 800m以上 1,200m未満 | 1 |
| | (2) マンションから次に示す距離に商店街 ^{※4} がある。 | |
| | 商店街から 400m未満 | 3 |
| | 商店街から 400m以上 800m未満 | 2 |
| 商店街から 800m以上 1,200m未満 | 1 | |
| 合計点数 | | |

注) 各施設までの距離は直線距離です。建築物の敷地の主要な出入り口から計測してください。

※1 : 子育て支援施設とは、保育施設、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点をいう。

※2 : その他の教育施設とは、中学校、図書館、体育施設 (学校体育施設を除く)、公民館、美術館
その他これらに類するものをいう。

※3 : 病院又は診療所とは、内科又は小児科の診療が可能なものをいう。

※4 : コンビニエンスストア又はスーパーマーケットの場合は1店舗でも該当する。